

『札幌商工人名録』に関するレファレンスツールの整備 —札幌市公文書館の利用促進を目指して—

橋 場 ゆみ子

はじめに

文化資料室は昭和五十一年五月、『さっぽろ文庫』の編さんと『新札幌市史』用の資料収集を目的に発足した。開設当初より郷土史相談員を配置し、一般からの地域の歴史に関する相談に応じるとともに、展示や講座なども開催し、歴史資料館(①)としての役割を果たしてきた。

筆者は新札幌市史の編さんに従事し、事業が終了した後は郷土史相談員（以下、相談員と略）としてレフアレンス等に携わり、今年度からは新たに公文書整理に関わっている。なかでもレフアレンスを担当して以降は、「レフアレンス・サービスは利用者から出されたテーマを利用者とともに考える勉強の場」(②)であることを知り、「レフアレンスを行うことそのものが所蔵資料に関する調査研究と密接に関係している」(③)ことを学んだ。

本稿ではその一端として、ある照会をきっかけに行つた『札幌商工人名録』（札幌商工（業）会議所発行）に関するレフアレンスツールの整備について論ずる。

この小論ではまず一章で『札幌商工人名録』の発行状況と構成等を概観し、その特性を明らかにする。次いで二章では『札幌商工人名録 昭和八年版』を例に、現在利用しているレフアレンスツールを検証し、問題点を整理する。続く三章では、改善した『札幌商工人名録』ツールを元に、その制約を超えた戦前期札幌の商工人名情報に関する総合的な情報提供ツール作りを目指す。

アーカイブズにおける普及活動には、展示をはじめとし、講座・講習会や広報誌の発行等が挙げられるが、レフアレンスもまた、この一部であることは言うまでもない。

レフアレンスを含むアーカイブズにおける普及活動については、白井哲哉氏の「文書館の利用と普及―利用者論の観点から―」(④)は利用者像をふまえて論じた点で注目される。アーカイブズの利用者像が、研究者など特定の利用者から不特定多数の市民へと拡大する中、白井氏はとりわけレフアレンス業務を重視した。ここでは、「文書館の利用・普及は史料閲覧を核に構成され、さまざまな普及活動は、

市民の中にある記録史料の潜在的需要を発掘して閲覧に結びつけるための多様な回路と位置づけるべきである」とし、アーキビストは「資料と市民の媒介役を果たす」専門知識に通じていなければ、普及活動は円滑に進まなくなると結論づけた。

さらに平成二十三年には、柳沢美美子氏がこれまでの文書館における普及業務をめぐる議論を総括し、加えてアメリカ・アーキビスト協会 (Society of American Archivists)

の普及業務に学んだところから我が国のそれを見直し、文書館業務全体の再構成にまで発展する可能性を秘めた普及業務のとらえ方を示した⁽⁵⁾。そこでは、「普及業務は、従来のよう文書館職員から利用者への一方向での収蔵資料の紹介や館の役割についての広報・教育活動ではなく、その業務の評価を組み込んだ実践的な過程」ということになる。それとともに、それまでバックヤードで行われてきた調査収集（選別）、整理、保存等の文書館業務の質が検証される場でもあるととらえることによって、文書館職員の専門的な業務に位置づけられるだろう」と結論づけた。

本稿はこれらの先行研究をふまえ、レフアレンツツールの整備を論ずるに当たっては、これまで利用していたツールの精度を検証することを課題とし、そこから明らかになつた問題点を改善することともに、その成果を利用者に還元

することで、さらなる資料の利用促進を図ることを主なねらいとしている。また、本稿では『札幌商工人名録』ツールを元に新たな商工人名情報提供ツールの作成を試みるが、そこでは白井・柳沢両氏がともに重視していたレフアレンツにおけるアーキビストの「専門性」についても考察する。さらにまた、札幌市公文書館の開設を視野に入れ、これまで文化資料室の主軸をなしてきた地域資料に、さらなる意義を見出すことをも課題とする。

本論に入る前に、『札幌商工人名録』に関するツールを見直すことになった経緯とその意義を述べておこう。

平成十九年から明るみに出た社会保険庁の年金記録問題と関連して、かつての勤務先を調べたいという照会があった。昭和二十年秋に樺太から引き揚げた後、時計台近くのはがき工場で働いたが社名がわからないという。当室では、数年分の商工人名簿をデータ化したものをレフアレンツツールとして利用しているが（後述）、昭和二十年前後のものは該当していないかったため、原資料から調べることにした。はがき印刷というので、まず『札幌商工案内 昭和二十二年度版』⁽⁶⁾の営業別分類から「紙器、紙加工、印刷製本」業者を探した。しかし、時計台近くにそれらしい会社は見当たらなかった。次いで、当時の住宅地図に当たる『札幌市卓上案内』⁽⁷⁾をみると、時計台北側に北海道開発株式会

社（以下、北海道開発株と略）という会社が確認できた。とはいへ、その社名からは、はがき工場であるとは断定できない。そこでもう一度先の商工案内に戻り、今度は広告の

目次から北海道開発株を検索してみた。すると、そこには同社の印刷部である「札幌印刷第一工場」の生産品として、「郵便葉書」が挙がっていた。

この広告が決め手となり、照会者が求めていた社名は特定できた。しかし、商工案内に対する疑問は残った。広告を出している以上、本編である人名録にも掲載されているのが当然のように思われたのだが、印刷製本業者にその名は挙がっていない。人名録に掲載されていない業者が広告だけを出すことがあり得るのだろうか。この時の引っ掛けりが後に商工人名録ツールを見直す直接の動機となつた。

また、次のようなレフアレンス体験も遠因となつていて。これら一連の商工業者名簿は、当室においては地域史研究をはじめ、個人のルーツ探しなどにも使われる利用頻度の高い資料である。しかしながら、とくに個人史を目的とした調査においては、求める情報が得られる確率は必ずしも高いとはいえないと感じていた。『札幌商工人名録』は札幌商工会議所の編さん物であるため、そこに掲載されているのは会議所会員に限られているだろうことは容易に推察できる。しかし、そのことと、この資料が個人史調査に対応

できる確率が高くはないことが、どう関係しているのかについては判然としていなかつたのである。

所蔵資料の中でもとりわけ利用頻度の高い資料については、その特性や利用する際の注意点は相談員が把握しておき、レフアレンスや資料調査に活かすことはもとより、資料の概要や所蔵状況等を示すツールを整備しておくこともまたアーキビストの重要な任務である。先のはがき工場の例でいうならば、ツールを整備するにとどまらず、ツール上で本編と広告との関係がどのように処理されているのか、その詳細を理解しておかなければツールを十全に機能させることはできない。加えて、ツールを利用した上でその精度を検証し、その結果を受けてさらなる質的向上を図つていくことが必要である。柳沢氏が説く、アーカイブズにおける普及業務は文書館職員から利用者への一方向での活動ではなく、業務の評価を組み込んだ実践的な過程であるとの提唱をこのようにとらえ、商工人名録ツールの改善に活かしたいと考えている。

本論に入る前にもう一点、表記及び用語についてふれておく。まず『札幌商工人名録』であるが、同書の表題には、年度が明記されているものとないものがある。そこで本文では、年度が記されていない場合には、凡例にしたがいその内容年を示した。また、表題通りに毎年を「札幌商工

人名録「元号〇年度」とするのは煩雑なため、「元号〇年(商工)人名録」と表記し、札幌商工人名録であることが明らかと判断した場合には、「元号〇年分」とだけ記した。

「レフアレンスツール」の定義については、本稿ではレフアレンスの際に用いる資料や情報源といった広義でとらえている⁽⁸⁾。また、「レフアレンスツール」と「ツール」の用語についても、広くレフアレンス質問を解決するための「道具」ととらえ、同義で用いている。予めお断りしておきたい。

一 『札幌商工人名録』の概要

札幌商業会議所は、明治三十九年（一九〇六）十月九日に設立認可された。商業俱楽府（明24.9発足）を前身とし、函館（28.9）、小樽（28.12）に次ぐ道内三番目の商業会議所として誕生した⁽⁹⁾。その事務権限とは、商工業の発達を図るための方策を調査すること、商工業に関する法規に関する意見を行政庁に開申すること、商工業に関する事項に関し行政庁の諮詢に応ずること、商工業状況及び統計を調査発表すること等八項目にわたり⁽¹⁰⁾、会議所が行う調査活動の結果は、月報（所報）及び年報で公表された（月報・年報については三章で詳述）。また、会議所はこのほかに、「札幌商工人名録」を不定期で発行していた。

（一）『札幌商工人名録』の発行

明治四十四年（一九一）十月、札幌商業会議所（以下、会議所と略）ははじめて『札幌商工人名録』（以下、商工人名録と略）を発行した。「緒言」に「近時商工業の発達に伴ひ、取引上相互の人名業体を明かにするの要、日に切なるに至りたるを以て、各地の商業会議所若しくは実業団体に於て人名録を刊行するもの多し。当所も亦其必要を感じ、今回当区商工業状況の一斑を紹介するか為め本書を刊行せり。」（読点筆者）とある。商工業の発達にともない、商工業者は相互に人名・業体を公表することが切に求められる中、すでに多くの商業会議所や実業団体が商工人名録を刊行している状況に鑑み、当会議所においても本書を刊行することにしたという。

これ以降に発行され、現存が確認できるのは大正十二、十四、昭和四、八、十二、十六年度分で、明治四十四年分と合わせて七点である。ただし商工人名録には、こうした単行本の型式のほかに、会議所の年報に掲載されたものもあつた。大正三年と五年分がそれで、年報の表紙には、双方ともに「附（録）札幌商工人名録」⁽¹¹⁾と記されている。

単行本型式の方は人名録と廣告、そして会議所や札幌市の沿革等といった概説の三つの部分からなっているのに対し、付録として発行された方は人名録の部分だけで、その

構成内容に違いがみられる。これら現存が確認できる商工人名録の関係各機関の所蔵状況は表1の通りである。

以下では、商工人名録が対象としていた地域と商工業者をはじめ、主な内容やその構成をみていく。

表1 現存する『札幌商工人名録』とその所蔵状況

表題	発行年月	所蔵機関								
		国会図	大阪府	道図	道文	函図	中図	北大	樽商	文資
札幌商工人名録 [明治44年]	1911.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大正3年	1914.8					○	○	○	○	○
大正5年	1916.12					○	○	○	○	○
[大正12年度]	1924.6	○		○		○	○	○	○	○
[大正14年度]	1926.11	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和4年度	1929.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和8年度	1933.1	○				○	○	○	○	○
昭和12年度	1937.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和16年度	1941.9	○				○	○	○	○	○

注1 調査機関は国立国会図書館（国会図）、大阪府立中央図書館（大阪府）、北海道立図書館（道図）、北海道立文書館、函館市中央図書館（函図）、札幌市中央図書館（中図）、北海道大学附属図書館（北大）、小樽商科大学付属図書館（樽商）、北海学園大学〈北鷹文庫を除く〉、札幌学院大学、札幌商工会議所、札幌市文化資料室（文資）。（）は表中に用いた略称。

注2 表題の年度・年版は中扉の表記によった。年度が記されていない場合は、凡例に示された内容年を〔 〕で記した。

注3 大正3年は『札幌商業会議所年報 大正2年』の付録、大正5年は『同 大正4年』の付録としてそれぞれの年報の巻末に掲載されている。

(二) 『札幌商工人名録』の対象地域

現在の札幌市は周辺町村との合併を繰り返し、徐々に市

域を拡大させてきた。このため当室のレファレンスにおいては、照会事項がかつての市域に関わることなのか、あるいは合併以前の旧町村に関わることなのかが重要なポイントとなることがある。市域か合併以前の旧町村かにより、利用する資料が異なるためであるが、照会者の多くは合併の事実を知つてはいても、その詳細や変遷まで把握しているわけではない。そこで相談員は市域の変遷を押さえておくとともに、関係資料についてはその対象地域を把握しておき、市（区）域を扱う資料と、後に札幌市と合併する旧町村に関する資料とを使い分けていく。

『札幌商工人名録』の場合をみてみよう。

札幌商業会議所が明治三十九年十月に設立したことは前述したが、その定款で「本会議所ノ地区ハ札幌区ノ区域ニ依ル〔第二条〕〔2〕と定められていた。また昭和三年五月七日、商工会議所法（法律第四九号）施行後の定款においても、その地区は「札幌市ノ区域」〔第二条〕〔2〕とされていた。この間、札幌区は大正十一年八月一日の市制施行により札幌市となっているが、市域は区制期の行政区がそのまま継承された。ところが、同書には札幌区（市）内であることを示す「条丁目」〔4〕のほかに、周辺町村の商工業者かのような記載もみられる。

たとえば、明治四十四年人名録には、豊平町、苗穂町、

元村町、山鼻町、白石町の商工業者が掲載されており、昭和四年度人名録では、豊平町、白石町だった字名はそれぞれ豊平条丁目、白石条丁目に変わるとともに、山鼻町の字名が見えなくなっている。さらに、昭和十二、十六年度人名録では、新たに雁来町の商工業者が掲載されてくる。これら町名と札幌区（市）との関係を『新札幌市史 通史三』⁽¹⁵⁾（以下、『通史三』と略）から追つてみよう。

明治三十二年（一八九九）十月一日、北海道区制に基き札幌区は誕生した。その区域は、一部隣接郡村との境界は明らかではないが、凡そは従前の札幌区のみとされていた。

この三十二年区制とは、府県に施行されていた市制よりもさらに監督官厅の権限が強く、区の自治権が弱いなどの特徴はあつたものの、札幌区の成立は北海道における市町村制整備の出発点であった。新たに発足した札幌区では三十年以降、区会内に常設委員会、土木委員会、公園其他設営委員会等の各種の委員会を設置し、都市計画的事業の調査を開始するとともに、上下水道の設置、道路の整備等生活基盤の整備を進めていった。四万人ほどだった人口は十年後の四十二年には七万三千人と急増し、都市空間としての市街地は隣接する豊平町や札幌村などへも波及していく。市街地は隣接町村の接続地に波及しつた。

このように札幌区の市街地が隣接町村の接続地に波及し、札幌区の市街地の拡大、すなわち周辺町村への都市化の波はその後も続き、町村では宅地化された区域を農村部と切り離して札幌市へ編入しようとする運動が始まつた。とくに札幌区の市制施行が決定してからは、こうした住民運動は益々盛んになつていく。さらにまた、大正十二年札幌市が都市計画法適用市に指定されたのを受け、昭和二年には

たことが、それらの地域の札幌区への編入を促進し、やがては明治四十三年四月一日の境界変更へと連なつていく。

四十三年に札幌区に編入された地域は札幌村の南西部の区と接続する地域、白石村字上白石村の区に接続する地域、豊平町字豊平村の区に接続する区域、藻岩村大字山鼻村のもと屯田兵村のほぼ全域であつた⁽¹⁶⁾。そしてこれらには苗穂町、元村町、白石町、豊平町、山鼻町の字名が付与された。四十四年人名録に掲載されていたこれらの町名は、前年に行われた境界変更により、札幌区に編入された地域だつたのである。

これらの地域ではその後も人口が急増したため、大正十四年には豊平町と白石町は豊平条丁目、白石条丁目に、山鼻町は南〇条西〇丁目へと字名が変更された。昭和四年度人名録にみられた豊平町と白石町の表記の変化と、山鼻町がなくなったかにみえた理由は、この時の字名変更によるものである。

札幌区の市街地の拡大、すなわち周辺町村への都市化の波はその後も続き、町村では宅地化された区域を農村部と切り離して札幌市へ編入しようとする運動が始まつた。とくに札幌区の市制施行が決定してからは、こうした住民運動は益々盛んになつていく。さらにまた、大正十二年札幌市が都市計画法適用市に指定されたのを受け、昭和二年には

豊平町、白石、札幌、琴似、藻岩の各村の一部を含む札幌市都市計画区域が決定する。

こうしてまずは札幌村の新川添地区、大字苗穂村、雁来村の市街地部分が昭和九年四月一日札幌市に編入されるとともに、この区域には北十一條から北二十五条、各西一丁目から東十五丁目、苗穂町、雁来町の字名が新設された。

昭和十二、十六年度人名録に新たに雁来町の商工業者が掲載されてくるのは、この境界変更を背景としている。

以上のように、商工人名録が対象としていた地域と市（区）域の変遷との関わりをみてきた。ここに掲載されているのは札幌市（区）域に営業所または事務所を持つ者であつたが、その市域とは、現在の札幌市域とは大きく異なる。また、市域は境界変更と札幌市都市計画区域の決定を受けて徐々に拡大しており、これにともない商工人名録が扱う範囲も変わつてることが、この資料を利用する際の注意点の一つである。

（三）『札幌商工人名録』の掲載に関する制限—札幌商工

（業）会議所の会員資格—

商工人名録は会議所の編さん物であるため、掲載対象は会議所会員に限られるだらうことは先に述べた。以下では会議所の会員資格とはどのような内容だつたかをみていく。

商業会議所法によると、会議所においては、会員は会議

所議員選挙権有権者とされ、権利の有無はその納税額（個人事業主は営業税及び所得税、法人は資本額又は財産を目的とする出資額等）で規定されていた。また、その税額については、地方の状況により各会議所が取決めることと定められた⁽¹⁾。

表2は札幌商業会議所が定めた会議所議員選挙有権者の制限内容である。

商工人名録の凡例には毎年ともに掲載に関する制限が明記されているので、ここでは個人事業主を対象とする営業税及び所得税をこれに照らしてみよう。

たとえば大正三年人名録には、前年度の営業税一五円以上の納税者を掲載したことが記されている。表2によると、二年に適用されていた定款はこれより以前で最も近い年、すなわち明治四十一年に改正された定款であるから、「営業税鉱業税及所得税」が一五円以上の者が議員選挙権有権者であつたことがわかる。また、大正五年人名録には、営業税及び所得税が二〇円以上の者を掲載したとあるが、同じく表2によると、この年に定款は改正されており、議員選挙権有権者を規定する営業税及び所得税の税額は「二〇円以上」に引き上げられたことがわかる。

このように、人名録の掲載基準は大正五年までは税額で示されていたが、十二年度以降では、その文言は「議員選

表2 札幌商工（業）会議所定款による議員選挙権に関する納税額等の制限

認可日	納税額、資本額、出資額	備考
1906(明39)10.9	営業税鉛業税及所得税7円以上 資本額又は財産を目的とする出資額1万円以上	
1907(40)9.29	営業税及所得税10円以上 鉛業税7円以上 資本額又は財産を目的とする出資額1万円以上	農商務省令第34号の制限額 改正(明39.12.26)を受けて 改正
1908(41)一	営業税鉛業税及所得税15円以上 資本額又は財産を目的とする出資額1万円以上	改正年月日不明
1916(大5)11.10	営業税及所得税20円以上 鉛業税20円以上 壳葉営業税20円以上 取引営業税100円以上 資本額又は財産を目的とする出資額10万円以上	
1928(昭3)5.7	営業収益税15円以上 鉛産税15円以上 壳葉営業税20円以上 取引所営業税100円以上 資本額又は出資額10万円以上	法律第49号商工会議所法の 施行(昭3.1.1)を受けて 改正
1930(昭5)2.1	営業収益税15円以上 鉛産税15円以上 取引所営業税100円以上 資本額又は出資額10万円以上	
1933(昭8)7	不明	

注1 認可日とは、1906年は定款の認可日、1907年以降は定款の一部改正の認可日を指している。

注2 定款の出典は以下通り。

1906年…『札幌商業会議所月報 第1号』(1907.9)

1907年…『札幌商業会議所月報 第2号』(1908.1)

1908年…『札幌商業会議所第1回年報』(1908.8)

1916年…『札幌商業会議所年報 附録』(1916.12)

1928、33年…『札幌商工会議所80年史』(1988.3)

1930年…『札幌商工会議所定款』

注3 1933.7の定款一部改正に関する資料は未見である。

「議員選挙有権者」であることへと変わっている。

定款によると、議員選挙権者名簿は毎年調製していたらしく、文化資料室では昭和八年一月二十日現在の『札幌商工会議所議員選挙名簿』を所蔵している。この資料自体は冊子体であるが、議員選挙名簿にはこのほかに、商工人名録が会議所年報に掲載されたことがあったのと同様に、会議所の月報(所報)に掲載されたものもあった。

明治四十、四十一、大正八、十年の発行分がそれで、冊子体で発行されているのは、管見の限りでは昭和八年分だけであった。

さて、議員選挙有権者とは会議所の会員を指していることは先述した。そうであるならば、議員選挙有権者名簿もまた、主要な商工業者名簿として利用できるのだろうか。その内容を比較してみると次のようであった。

まず商工人名録の方は、個々の業者について営業種目、種別(問屋、卸小売、製造販売等)、営業収益税、住所、電話番号、商号氏名が記されている。これは単行本の型式で発行された七点に共通しているが、年報の付録として発行された二年分については、先の「種別」の部分が「兼業」項目になつていて、この欄は、壳葉商の者が化粧品を、あるいは印刷業者が製本を兼業している際などに使われている。一方、議員選挙名簿の方は、商工人名録に比べると内容

が薄い。明治四十一年選挙権者名簿は、住所、氏名のほかに営業種目、営業税額まで掲載してはいるものの、大正十年と昭和八年分については住所と氏名及び社名の二項目だけである。大正八年分に至っては、氏名のみが列記されているに過ぎない。以上のことから、議員選挙名簿は明治四十年分を除いては、商工人名録と同様に扱うことはできないが、大正十年と昭和八年分であれば、商工業者に関する営業の有無や所在確認等には利用できそうである。とくに、商工人名録の残存状況によつては、その空白期間を埋める貴重な資料ともなり得よう。

議員選挙有権者名簿と人名録の補完関係を示すために、これらを合わせた発行状況を表3にまとめた。

掲載制限の件に戻そう。大正十二年以降「議員選挙権有権者」となつていた文言は、昭和十六年になると、今度は「昭和十六年度前期賦課金納入者」へと変わつてゐる。会議所の賦課金は営業収益税割、鉱産税割及び資本出資額割の三種とし、納期は、前期は四月、後期は十月と二期に分けて徴収されていたが⁽¹⁸⁾、それら三種の税割に対する賦課率については、本稿では明らかにできなかつた。また、營業税が大正十五年に営業収益税に変わるなど、税目の変遷についても解明できなかつた。合わせて今後の課題としたい。

冒頭で、商工人名録を個人史調査に利用した場合には、求められる情報が得られる確率は必ずしも高いとはいえない。

表3 『札幌商工人名録』の掲載制限と札幌商工（業）会議所の議員選挙有権者名簿

表題	発行年	掲載制限その他
札幌商業会議所議員選挙有権者名簿	1907	1907.2第1回議員選挙に先駆けて作成。609人。会議所月報第1号所収
札幌商業会議所議員選挙権者名簿	1908	明治40年10月1日現在。会議所月報第2号附録
札幌商工人名録【明治44年】	1911	一般国税営業税を納める営業者
札幌商工人名録 大正3年	1914	大正2年度営業税15円以上の納税者
札幌商工人名録 大正5年	1916	大正5年度営業税納税者。所得税20円以上の納税者
札幌商業会議所有権者名録	1919	大正8年7月1日現在。所報15号所収。
札幌商業会議所有権者名録	1921	大正9年7月1日現在。所報18号附録。
札幌商工人名録【大正12年度】	1924	大正12年度議員選挙権有権者
札幌商工人名録【大正14年度】	1926	大正14年度議員選挙権有権者
札幌商工人名録 昭和4年度	1929	昭和3年度議員選挙権有権者
札幌商工人名録 昭和8年度	1933	昭和8年度議員選挙権有権者
札幌商工会議所議員選挙名簿	1933	昭和8年1月20日現在
札幌商工人名録 昭和12年度	1937	昭和12年度議員選挙権有権者
札幌商工人名録 昭和16年度	1941	昭和16年度前期賦課金納入者

注 掲載制限の内容はそれぞれの凡例による。

ところで、この

営業税に関して、

『新札幌市史 通

史四』⁽¹⁹⁾（以下、

『通史四』と略）は

次のように分析し

ている。そこでは

昭和八年度人名録

から、営業税納税

額の階層性を分析

し、とくに個人の

場合は上層にも存

在するものの、下

層に行くほど人数

が増していること

を明らかにした。

また、地理的分布

では、実際に存在

して、三倍弱であ

る。

述べたが、それはおそらくこの分析結果と関係しているのだろう。少なくとも昭和八年度の市域においては、会議所に有権者のラインに満たない商工業者が約半数を占め、なかつ低額の営業税納税者がより多く存在していた。つまりは、商工人名録で行き当たらなかつた商工业者は、約二分の一の確率で掲載されていない比較的低額の納税者ではなかつたかと推測できる。

それでは、求める商工业者が商工人名録に掲載されていなかつた場合、他にどのような資料調査が可能だろうか。これについては、商工人名録を補完する資料を検討する三章で考えてみたい。

(四)『札幌商工人名録』の構成

商工人名録の主な構成を整理するに当たつては、戦前に単行本として発行された七点を対象とし、年報に掲載された大正三、五年は除外する。それは以下の理由による。

商工人名録の構成は、主には人名録と広告、そして会議所や札幌市の沿革等といつた概説の部分からなつてゐる。年代によりこれら三部門のページ編成には多少の違いはみられるものの、構成内容そのものは先の七点に共通している。一方、年報付録の二点には人名録だけが掲載されており、広告と概説の部分がない。

次章で検討するツールの問題は、人名録、広告、概説の

三部門の関係に関わつてゐるため、その関係性をもたない年報付録の二点については、ここでは除外しても差し支えないと判断した。

商工人名録を構成する三部門それぞれの概要をみていく。

まず、人名録をその目次から探つてみると、明治四十四、大正十二、十四、昭和四年分は営業種目別に分類したものを見ロハ順に排列している。これに対し、昭和八年以降は営業種目を大分類と小分類に分けている。たとえば昭和八年分では、第一～二四類の大分類を設け、さらに第一類の「飲食料品及荒物雜貨業」に、「一、米、雜穀、飼糧」～「三、市場」の小分類を設けている。業種の構造が明確になり、営業種目のロハ順に比べると、はるかに検索しやすくなつてゐる。

分類と排列においては、このように昭和八年を境に変化がみられるが、内容の方は一貫してゐる。個々の業者についての営業種目、種別（問屋、卸小売、製造販売等）、営業収益税、住所、電話番号、商号氏名の六項目が表形式で示され（前述）、商工人名録全体の中でも最も多くのページが割かれている。この人名録の部分が商工人名録の本編に当たるといえるだろう。

ところで、人名録の業種分類と営業種目の扱いについて

は、注意を要することがこれら全ての凡例には記されている。「営業種目の多種に亘るものは其主たるものと記載して却つて煩雑を招く嫌あるものは其の最も近邇の類部に採録せり」⁽²⁾との断り書きからは、営業種目は主要なものだけを採録しており、その分類方法は必ずしも的確ではないことを示唆している。

次に広告をみてみよう。広告は営業種目別イロハ順に排列されており、人名録とは別に、広告にも目次が付されている。

広告の扱いに関しては、一ページ分を使用している業者もあれば、二分の一ページ、あるいは四分の一ページとさまざまである。広告紙面には、取扱商品・生産品目の数々、支店・出張所の有無、商標登録製品等、人名録からは得られない詳細な情報が掲載されている。

最後に概説であるが、ここには、会議所の沿革、札幌市の沿革、産業概観、特産物等、文章で記された叙述部分と、会社、工場、倉庫等の資本金、設立年等が表形式で示された諸統計の部分がある。本稿が問題とするのは、概説の中でもこの諸統計と人名録との関係であるため、以下では「概説」とは記さずに「諸統計」⁽²⁾とする。

たとえば昭和八年の「会社」では、「資本金十万円以上ノ

モノヲ掲グ」とし、株式会社、合資会社、合名会社それぞれの本・支店と株式合資会社を掲載している。また、「工場」では、「職工五名以上」のものを掲げ、「職工二〇名以上」の工場には印をつけ峻別できるようにしている。会社に関する表では名称、所在地、設立年月、資本額、業種が示され、工場に関する表では名称、所在地、創立年月、営業種別が示されている。それぞれを人名録の項目と比較すると、「会社」からは設立年月と資本額、「工場」からは創立年月の情報が新たに得られることがわかる。

以上のように、商工人名録の概要をみてきたが、この資料の特性をまとめると次のようにいえる。一点目は、商工人名録は編さん当時の札幌市（区）域を対象としており、現市域の旧町村に該当する地域の情報は含まれていないことであった。もう一点は、そこに掲載されているのは会議所議員選挙権有権者すなわち市（区）域の商工業者の内、一定額以上を納税する者に限られていることであつた。これに関しては、昭和八年人名録の場合には、市全体ではこの約二倍の商工業者がいたことを明らかにした事例研究があつた。札幌の商工業者に關するレフアレンスに際しては、商工人名録を補完する資料をも視野に入れ、そのツールを整備しておく必要があるだろう。

また、構成の面では、同資料は人名録、広告、諸統計の

三つの部門からなっていたが、人名録の部分を本編としつつも、それぞれに固有の情報が掲載されていることが確認できた。

二 『札幌商工人名録』のレフアレンスツール化—昭和八年版を中心に—

「はじめに」で述べたように、文化資料室は『さっぽろ文庫』や『新札幌市史』等の歴史編さん物の刊行を目的に発足した。前者は二〇〇二年三月に全一〇〇巻（別冊二三冊を含む）の刊行をもって完結し、後者は〇三年三月、全八巻一〇冊の刊行をもってその編さん事業を終了した。これら事業から受け継いだ資料は、成果物として遺された『さっぽろ文庫』や『新札幌市史』だけにとどまらない。編さんのために調査・収集した資料はもとより、その過程で作成された調査資料もまた研究成果の一つであり、それらを含めると、先の事業から継承したものは計り知れない。

継承したのは資料だけではない。編さん事業を通して培ってきた資料調査のノウハウ、調査研究を通じて強まつた類縁機関との連携、レフアレンス等を通して築かれた研究者や郷土史家の方々とのネットワーク等、有形無形を問わず、これら全てが今日の当室の諸活動の基礎となっている。これらを継承した私たちは、資料を保存するとともに、そ

れらを利用に供していく方法を模索しながら、さらなる資料の利用促進を目指している。

本章では、商工人名録に関するレフアレンスツールの問題点を明らかにするが、このツールの元となつたデータもまた、実は市史編さんの過程で生まれた成果の一つであつた。こうした副産物も積極的に利用していくこと、レフアレンスに活用し始めたのである。

データ化されていたのは、明治二十七（一八九四）年『北海道実業人名録』の札幌区と豊平村及びその付近分、明治四十四年と昭和八年『札幌商工人名録』、一九九六年版『札幌商工年鑑』⁽²⁾の四年分である。二点の商工人名録に関しては、人名録に挙がつてゐる業者を対象に採録し、広告と諸統計にある情報は入力していない。データ件数は年代順に二二五件、一四八〇件、一八一七件、一六一四件であり、合計すると五一三六件に上る。表計算ファイルだつたこれらをデータベース・ソフトのACCESSに取り込むことにより、多角的な検索や検索結果一覧の印刷が可能になつた。たとえば、営業収益税、氏名、住所、営業種目大分類別等の抽出条件を設定し、ソートすることが可能になつたほか、クエリ（条件設定）により、追加データが自動的に各種の帳票に反映されるようになつた。

以下では昭和八年商工人名録ツールを事例として、その

問題点を明らかにする。

(一) データベースの問題点

現在利用している昭和八年商工人名録ツールは、人名録、広告、諸統計の内、人名録に掲載された一八一七件を対象に作成されたことは前述した。しかしながら、同書の凡例には、本書は本市における商工業者の内、昭和八年度の會議所議員選挙権有権者を対象に調査し、掲載したことが記されていた。つまり、ここに掲載されている會議所議員選挙権有権者とは、人名録に挙がつている分だけでなく広告、諸統計をも含む本書にある全ての商工業者を指している。

また、前章ではその構成内容から、人名録、広告、諸統計それぞれに固有の情報があり、そのいずれもが不可欠であることを確認した。

本節ではまず、データの元となつた人名録の部分とツールとの関係を検討し、次節以降で広告、諸統計とツールとの関係を検討する。

昭和八年商工人名録では、個々の業者の営業種目、種別（問屋、卸小売、製造販売等）、営業収益税、住所、電話番号、商号氏名が明らかにされていることは前述した。

ツールの元となつたデータは、これら六項目の内容を採録しているが、細かく照合してみると、必ずしも六項目の中にある全ての項目を採録しているわけではないことがわ

かる。
たとえば、商号氏名の欄には「山形屋 大竹敬助」というように、商号と氏名の二つの内容が記されている。また、場合によっては、屋号、商号、氏名と、三つの情報が盛り込まれていることもある。これに対してもデータは、商号氏名の欄からは氏名以外は探っていない。先の例では「大竹敬助」だけを探り、旅館の名称である「山形屋」は省略されている。

しかし、このデータをこのままレフアレンスツールとして利用すると不都合が生じる。商工業者の調査においては、山形屋をはじめ、千秋庵、三八、いくよ、丸惣等、代表者氏名よりも、商号で検索することの方が多いからである。それでは仮に、氏名ではなく商号を優先させたとしよう。

食料品と雑貨の小売商に三河屋があるが、菓子の小売商にも三河屋はある。営業種目は異なるものの、商号の「三河屋」で検索すると、住所の異なる二件がヒットする。ツールとしては、この二件が、平野八右衛門が営む食料・雑貨店であることと、太田準太郎が営む菓子商であることを識別できることが望ましい。ツールとして利用するならば、商号と氏名どちらも不可欠なのである。

こうしたデータを、新札幌市史ではどのように利用したのかをみてみよう。『通史四』では、これらから「商工業者

の階層」、「商工業者の分布」（区域別・市内を南北は大通、東西は創成川で分けた四つの地域に白石・豊平・その他を加えた七つの区域）、「商工業者の分布」（住所別三表・条丁目別に北部、南部、豊平地区の三区域に分けた）の三種類の表を作成し、当時の札幌の商工業界を分析した。「商工業者の階層」では株式会社（本店・支店別）、合資会社、合名会社、個人のそれなどを営業税納税額で分類し、その階層性を明らかにした。

また、「商工業者の分布」では、商工業者数を区域別、住所別に分け、商工業者の地理的分布を表した。つまり市史では、営業種目及び商号に関わる項目を問題としない分析をして、それに関わる叙述には、市内各地域の沿革誌等を利用した。また、このデータには広告と諸統計の部分が反映されていないことは前述したが、『通史四』では、広告から具体的な取扱商品を挙げるなど、特記事項に広告を利用していった。このように、研究を目的として作られたデータの場合には、特定の意図の下に作成されている可能性があるため、それを汎用とする際には注意が必要である。改めてその内容と構造を確認するとともに、場合によっては手を加えることも必要となる。

（二）人名録と広告の関係

広告には、人名録からは得られない詳細な情報が掲載されていることは前述した。しかし、この資料には広告と人

名録との関係については明記されていないため、時に、次のようなわかりにくさを生んでいる。

たとえば、日の丸商店は、松本菊次郎が営む農具と肥料の卸小売商であるが、人名録の商号氏名の欄には屋号と氏名が記されているだけで、日の丸商店という商号は記されていない。一方、この店の広告には屋号と商号だけで、氏名が記されていない。つまり、人名録と広告をリンクさせる手掛かりは屋号だけなのだが、屋号は文字・記号とは異なるためデータに入力することが難しい。このような場合には、ツール上には何らかの形で日の丸商店と松本菊次郎が営む店が同一であることを示し、さらにはこの商店に関する情報が原資料のどこに記載されているのか（この場合は人名録と広告の両方）を明示する必要がある。

また、次のようなケースもある。広告に大畑印刷製本工場があり、「店主」は大畑惠嗣とある。「活版石版印刷」と太字で書かれた脇には、細字で「和洋帳簿製作 事務用諸器械 和洋紙類 各種文房具 小倉算盤」とあり、印刷製本を主にしつつも、事務用品や文具等も扱っていたことがうかがえる。ところが、人名録の出版・印刷業の欄に大畑印刷製本工場は挙がっていない。前述したように、営業種目は主要なものだけを採録しているとの断り書きがあることから、対象を広げて探し直してみると、文房具・紙類の

卸小売商に大畠魏一が営む店はあった。先の大畠印刷製本工場と住所も電話番号も同じということは、両者は同族なのだろうか。広告の住所には「拓銀隣」とあるため、当時の商工地図である『大日本職業別明細図』(昭4)で確認すると、拓銀北隣に「大畠商店」とあるが、店主名は記されていなかつた。広告にある大畠印刷製本工場と、人名録に記載する文房具・紙類の卸小売商大畠魏一の関係は今もつて判然としないが、こうした調査情報も合わせてツールに反映させておくと、次の調査への手掛かりになるだろう。

また、先述の大畠印刷製本工場が「出版・印刷業」ではなく、「文房具・紙類」に分類されていた件については、人名録が主な営業種目としているものと、利用者が求めるそれがとが一致するとは限らないことを示している。営業種目については主要なものだけを採録しているため、その分類は必ずしも的確ではないとの断り書きがあつたように、検索する際には類似の営業種目まで候補を広げ、またツールには人名録からの営業種目だけでなく、広告から採録できる詳細な情報までを取り込むことで、より多くの検索条件に対応できるだろう。

(三) 人名録と諸統計の関係

商工人名録の中でも、商工業に関するデータからなる部分を「諸統計」と呼ぶことは前述したが、ここでは会社、

工場、商工業組合、産業組合、勧業団体等の中でも、営業活動とは異なる組合・団体等を除き、会社と工場だけを対象にみていく。

まず会社に関しては、「資本金十万円以上ノモノ」が挙がっていたことについて再び表2から当時の議員選挙権有権者をみておきたい。表2によると、八年に適用されていていた定款すなわち昭和五年の改正分では、「資本額又は出資額一〇万円以上」の法人が有権者であつたことが確認できる。つまりはここに挙がっている会社もまた会議所の有権者であるのだが、すでに述べたように、ツールの元となつたデータには諸統計からの情報を採録していないため、これらを追加していく必要がある。

また工場に関しては、人名録の部分との関係においていくつかの問題点がみえてきた。

工場では職工五名以上一九名未満が二二四件、職工二〇人以上が三九件、合計二六三件についての所在地、創立年月、営業種別が挙がつていてる。

試みに、印刷製本関係の工場の一部を人名録と照合したところ、藤田製本所、小林製本所、上野活版製造所等両方に掲載されているものもあれば、文昭堂印刷所、松田製本所、開林堂製本所等工場表にしかないものもある。

また、工場と人名録との照合からは、次のようなことも

みえてきた。たとえば、人名録には製菓の製造販売として古谷商店（南一西一）が挙がっていたが、その工場として古谷商店製菓工場（苗穂町）が掲載されている。また、人名録に醤油、味噌の製造販売を営む福山甚三郎が挙がっているが、その製造工場として巴醤油醸造場が掲載される。こうした内容をツール上で関連付けておくならば、営業規模や関連会社の把握にも対応できるだろう。工場と人名録の関係についてはさらなる検討が必要ではあるが、人名録の部分に掲載されていない会社と工場を追加するだけでも、昭和八年商工人名録ツールの総件数は現在の一八一七件より相当数増加することが予想される。

(四) ツールの改善

以上のように、昭和八年商工人名録のレフアレンスツールの問題点を明らかにしてきた。以下ではツールの改善点を整理し、本章の小括としたい。

第一には、現在のツールに商号を加えることである。ツールを利用する際には、氏名よりも商号で検索することの方が圧倒的に多く、時として、屋号が重要な役割を果たすこともある。何らかの形で屋号の情報を取り込む方法を考えたい。

第二には、広告に関する情報を追加していくことである。広告には人名録からは得られない詳細な情報が掲載されており、その手掛かりと

おり、それらをツールに取り込むことで営業種目の選択や分類に幅を持たせることができる。冒頭で紹介したはがき工場に関するレフアレンスでは、仮に広告を見落としていたら北海道開拓団がはがき印刷を手掛けていたとは知り得なかつたが、こうした改善により情報をとりこぼすこともなく、また人名録の目次と広告の目次を行き来しながら検索する煩雑さもなくなるだろう。

第三には、諸統計の情報を追加することである。ここでは単に情報を補足するだけでなく、販売と製造工場との関連付けなども行うこととする。

こうして单年度のツールを完成させた後には、隨時、他の年代についても作業を進め、将来的には表1に掲げた札幌商工人名録全体のツールを完成させたいと考えている。それらのツールの横断検索を可能にしたならば、明治二十年代以降の五〇年余を通観できる、札幌の商工業研究の基礎材料となるだろう。

三 新たな商工人名情報ツールの作成と調査研究

本章では二章で改善したツールを元に、新たな商工人名情報に関する総合的な情報提供ツールの作成を目指すとともに、それを通じてレフアレンスにおけるアーキビストの専門性を探ることを課題とする。そこで、その手掛かりと

して今一度レフアレンスツールの意義を確認しておきたい。本稿では、レフアレンスツール、という言葉の意味を、レフアレンスの際に利用する資料や情報源といった広義でとらえていることはすでに述べた。ここでは本章との関わりから、レフアレンスツールの一つとされる、自館製ツール、にふれておく。

一般的な図書館におけるレフアレンスツール（レフアレンス資料）といった場合、第一に挙げられるのがレフアレンスブック（参考図書）である。書誌、目録、索引、文献案内などの、情報の存在する文献を探すための資料である。こうしたレフアレンスブックは印刷・出版されているが、当室のような地域の歴史をテーマとする機関向けに作られた、既製のレフアレンスブックというものは存在しない。

そのため同様の施設・機関では、それぞれ独自にレフアレンス用のツールを作成する必要がある。個別の質問に対応

するために作られる質問回答ファイル（インフォメーションファイル、レフアレンスファイルなどとも呼ばれる）は、その代表といえるだろう。こうした自館製ツールは、「要求を予測し、あるいは要求を醸成するために行われる能動的な業務であるところに特色がある」⁽²⁾とされている。

ここには冒頭で引用した、アーカイブズにおける「さまざまな普及活動は、市民の中にある記録史料の潜在的需要

を発掘して閲覧に結びつけるための多様な回路と位置づけるべきである」という白井氏の発言と共通する意図を読み取ることができる。つまり、利用者の要求に応じることにとどまらず、さらに、調べ物を目的とする利用者をより広範な資料へ、あるいはより深い調査資料へと向かわせるための働きかけこそが、「要求を醸成する。あるいは、潜在的需要を発掘、する行為ではないかと考える。本稿ではそうしたアーキビストから利用者への働きかけの一部として自館製ツールの作成を位置づけ、重視している。以下では、一章で明らかにした商工人名録の限界性をふまえつつ、商工業者に関する調べ物に対応でき、なおかつ調査研究の可能性をも提示できる新たなツール作りを考えていく。

① 札幌商工（業）会議所以外の団体等が発行した商工人名簿類

一章では商工人名録を概観し、そこには現在の札幌市域の内、旧町村は含まれていないことと、掲載されているのは市域の全商工業者の中、一定額以上を納税する者に限られていることを明らかにした。

本章で目指すツールとは、対象地域と掲載制限に関するこれら二つの制約を超えたもの、すなわち戦前期における現在の札幌市域を対象とした全ての商工業者を網羅した商

工人名情報に関する検索ツールである。その手法としては、二章で改善した商工人名録のツールに追加情報を与えることとで、商工人名録がもつ地域と掲載上の制限を外していくこととする。以下では、その補完資料を示しながら、新たなツールを整備していく。

まず、会議所以外の団体等が発行した戦前の商工録等をみてみよう。

表4は札幌市中央図書館のレフアレンスツール「主要参考資料／会社録・商工録」を中心に、北海道大学附属図書館と文化資料室の所蔵資料から作成したものである。

資料調査に際しては、札幌に限らず、北海道、樺太、全国を含めた地域の商工録等を対象とした。『北海道年鑑』、『北海道樺太年鑑』のように、商工録とは言えない資料も含まれているが、個別の商工業者や会社等が掲載される資料はこれに加えた。逆に、全国を対象とした産業総覧で、札幌市分が掲載されてはいるがその数が少なく、代替資料もあると判断した場合にはこれを除外した。また、『札幌繁栄図録』(明20)⁽²⁵⁾や『札幌区実業家案内双六』(明36)⁽²⁶⁾、『狸小路商店街案内双六』(昭9)⁽²⁷⁾のように、絵図または写真を主体とした資料も除外した。

表には「発行年」、「表題」、「発行」のほかに、「掲載基準その他」の欄を設け、掲載基準と、掲載されている地域(札

幌市(区)域か、郡部を含むか)を中心記した。商工人名録の特性を知るために、その構造や内容を把握したのと同様に、これら各資料についてもそれぞれの特性を整理したツールのガイド(利用の手引き)が必要である。

表4によると、戦前の商工人名簿類のうち、所在が確認できる最も古いものは、明治二十一年の『札幌区諸営業人一覧表』である。商工人名簿類はその後、『札幌実業家繁栄競』(明25)、『北海道実業人名録』(明27)、『札幌実業家便覧』(明28)と続き、三十年代では『日本全国商工人名録』(明31)と『札幌営業者案内』(明34)が利用できる。この時期の商工録の特徴としては、掲載基準が曖昧であることが挙げられるだろう。基準が明記されていない場合が多く、中には『札幌実業家繁栄競』のように、著名な商工業者から籤抽選により掲載したというのもみられる。掲載基準が不明であるため、年代によつて札幌区内の商工業者数に増減がある理由も解明できないが、会議所が商工人名録を発行する明治四十四年から遡ること二〇年余の商工业者の動向を窺い知ることのできる数少ない資料である。

商工人名録が発行される四十四年以降になると、商工人名録と会議所以外の団体等が発行した名簿とを、比較することができる。

表4 戦前期における札幌の会社録・商工録等（札幌商工（業）会議所発行を除く）

発行年	表題	発行	掲載基準その他
1888 (明21)	札幌区諸業者人一覧表	大沼惣右衛門	掲載件数172
1892 (25)	札幌実業家繁榮競	宮永右三郎	著名な商工業者365を選抜、並抽選により掲載。総件数120
1894 (27)	北海道実業人名録	松井十郎	札幌区219家は明治26年9月現在、札幌郡豊平村井附近6件は同26年12月現在
1895 (28)	札幌実業家便覧	小川正治	掲載件数464
1898 (31)	日本全国商工人名録	日本全國商工人名録発行所	札幌区は21業種89件。明31年9月現在
1901 (34)	札幌営業者案内	小塩自治堂	掲載件数218（広告4件を含む）
1912 (大1)	商工興信録 北海道奥羽地方	商工興信合資会社	国税営業税年額25円以上の商工業者。札幌区58業種約720件
1924 (13)	北海道実業大鑑	小樽図書	前半部「商工録」の札幌市分は『札幌商工人名録』〔大正12年度〕による。後半部「銀行会社名録」には札幌市と郡部あり
1930 (昭5)	北海道商工名録	北海道厅産業部商工課	個人営業者の札幌市分は『札幌商工人名録 昭和4年版』、郡部は税務署または町村役場調査による。会社組織は札幌税務監査局の『会社録』による
1930 (5)	北海道の商工要覧 昭和5年版	北海道厅産業部商工課	昭和6、8、9、11年版もあり。主には北海道府統計書による。全道数のみ。9年版より道厅経済部商工課
1932 (7)	北海道銀行会社精覧 昭和7年度	札幌興信所	札幌市と郡部あり。後半部は掲載各社の取締役、監査役の名簿
1932 (7)	北海道年鑑	北海出版社	「公社」は北海道府商工調査による
1933 (8)	法人個人職業別調査録	国際探偵社	会員加盟規約があることは記されているが内容は不明。「毎年改版の上維持して発行」（凡例）。第1版は昭和3年
1934 (9)	北海道構太年鑑	小樽新聞社	「公社集覧」は北海道拓殖銀行調査「北海道及び構太全社集覧 昭和8年版」による。札幌闘争35社
1938 (13)	構太北海道人名録	構太敷音時報社	構太年鑑別冊。官公衙・銀行・公社・学校・団体職員録。札幌市は銀行4、公社20、生命保険23
1941 (16)	北海道銀行・公社・組合要覧	北海經濟興信所	札幌市と郡部あり。後半部は人名録
1942 (17)	札幌商工営業者名録 昭和16年度 合会	札幌商工業組合聯	中扉の表題は「札幌商工営業者名録」となっている

注1 本表は札幌市中央図書館作成のレファレンスツール「会社録・商工録」と北海道大学付属図書館、札幌市文化資料室の所蔵資料から作成した。

注2 『日本全国商工人名録』(1898年)は渋谷隆一編『明治期日本全国資産家・地主資料集成』(1894年)の複刻による。

たとえば、明治四十四年『人名録』と『商工興信録』、昭和八年『人名録』と『北海道銀行会社精覧』、昭和七年度『札幌之部』などである。

試みに十六年人名録と、同じ年に発行された『北海道銀行・会社・組合要覧』を比較してみると、『北海道銀行・会社・組合要覧』からは、商工人名録では得られない戦時統制下に設立された会社を採録できることがわかる。国策燃料合资会社（大通西三 昭15・10設立）、国策燐寸軸工業株式会社（北3東10）、有限会社札幌毛皮商会（南3西4 昭15・11）など多数掲載されている。またこれとは逆に、『北海道実業大鑑』（大13）と『北海道商工名録』（昭5）のよう、札幌市分を商工人名録から掲載しているために、人名録に挙がっている以外の情報を得られない資料もみられた。

表4に掲げた資料の対象地域では、旧町村が掲載されているのは『北海道実業人名録』（明27）、『北海道実業大鑑』（大13）、『北海道商工名録』（昭5）、『北海道銀行会社精覧』（昭和7年度『札幌之部』（昭7）、『北海道銀行・会社・組合要覧』（昭16）の五点であつた。

②新聞資料

当室においては、市史編さんのために、新聞スクラップを作成してきた。市史の編さんにおいては、歴史的公文書や行政資料をはじめ、議会会議録、議会小史、会社・企業

関係、各種団体・研究機関、学校関係、文化団体関係の資料のほか、聞き取り調査資料等、多様な資料を用いてきたが、なかでも新聞資料は、社会の諸相をとらえる資料としてとりわけ重視してきたためである。対象年は一八七八（明11）～一九六七（昭42）年三月までとし、『函館新聞』（一八七八～八九年）と『北海道新聞』（一八八七～一九六七年）の系列紙から、札幌関係の主要な記事を採録し、併せて目録も作成してきた。膨大な人手と経費をかけて作成したこれらのスクラップは、通史編の編さん終了とともに一般利用に供し、一八八七～一九六七年の二二万件の記事見出しは、相談室の検索機からも利用できるようにした。新聞記事の中には、会社や工場等の営業報告、決算報告、事業報告等が掲載されていることが間々ある。しかし、実際に商工人名録と照合してみたところ、営業報告等を掲載しているのはほとんどが主要な会社であり、ここから新たに採録できる可能性は低いようである。

一方、新聞の中でも裁判所公告には、商工業者の動向に関する詳細な記事が多くみられた。次に掲げるのは、昭和八年の裁判所公告で報じられ、なおかつ八年もしくは十二年度商工人名録には掲載されていなかつた会社情報である。斜里自動車株式会社（北5西12）株式会社設立10・5／合資会社マルエス三共商会（大通西12）清算人変更10・10／コタニ

運動具店（南1西7）商号新設12.7／合資会社平佐商行（南18西8）合資会社設立12.7／須藤商店（南10西9）合資会社設立11.15／西藤果樹園（豊平5-6）合資会社設立12.20〔10.5などの数字は10月10日付の意。新聞はいずれも『北海タイムス』。〕

③札幌商工（業）会議所の月報・年報類、その他

札幌商工（業）会議所が調査活動の結果を月報及び年報として発行していたことは前述したが、それぞれの発行状況は以下のようである。まず『札幌商業会議所月報』は明治四十年九月に創刊し、書名や発行形態を変えながら昭和十八年九月の二一五号をもつて終刊とした⁽²⁸⁾。一方、『札幌商業会議所年報』は明治四十一年九月に創刊、昭和十八年八月第二六回までをほぼ毎年発行した。両資料の発行及び所蔵状況は表5、6として稿末に掲げた⁽²⁹⁾。

これらの月報・年報類には、会社の設立や解散等に関する記事が掲載されている。

先に掲げた裁判所公告で報じられた会社についても、六件のうちの斜里自動車株式会社を除く五件の会社登記日が

会議所の月報には記載されていた。

合資会社マルエス三共商会は昭和七年十二月二十九日⁽³⁰⁾、コタニ運動具店は同九年六月三十日に⁽³¹⁾、合資会社平佐商行は同年十二月二日⁽³²⁾、同西藤果樹園は同年十

二月十一日⁽³³⁾である。合資会社須藤商店については月報一一五号の新設会社一覧に掲載されたことから、登記日（昭8.11.6）資本総額（二千円）、目的（売薬小間物雑貨の販売営業）、代表者氏名（須藤庄吉）までもが明らかになった。月報にはこうした「会社設立」、「支店設置」、「解散会社」を主とする「会社異動調」がほとんど毎号掲載されている。

先に、『北海道銀行・会社・組合要覧』には、商工人名録にはみられない戦時統制下の会社情報があると記したが、月報にはこれらが『北海道銀行・会社・組合要覧』以上に詳しく掲載されている。先の資料に挙がつていなかつた会社としては有限会社札幌軍需被服工業所、有限会社酪農報国会、北海道織維製品配給株式会社など多数あり、年報にはこれらの一覧表で示されていた。

商工人名録と同様に、会議所が発行する編さん物ではあるが、月報・年報類の少なくとも会社の異動記事には、会議所議員有権者という掲載制限は適用されていないとみられる。

④地図資料

平成二十年度、当室では新規に「札幌市文化資料室所蔵地図目録（明治～昭和）」を作成した。それ以前は、地図名、発行年、大きさ、備考のわずか四項目からなる一覧を登録番号順に並べた目録を利用していたが、これらは表計算フ

ファイルで作成されていたために検索機からの利用ができないかった。また、二〇〇四年以降に受け入れた資料が登録されていなかつただけでなく、地図キャビネットに收まらない軸物や大型の地図の排架場所が確定していない等の問題もあつた。新規の目録は、前述の商工人名録ツールの元となつたデータと同様に、データベース・ソフトのACCESSに取り込み、整備を進めた結果、多角的な検索や検索結果一覧の印刷が可能になった。

新規の目録の作成に当たつては、一枚ものの地図資料を対象に、「地図目録入力規則」に基づく全点調査を行つた。

目録には、地図名、作成者名、出版者、内容年、出版・作成年、大きさ、縮尺のほかに、地域別、種類別項目を加え、詳細な備考・注記も付した。また、新たに保管場所のコードを取り決め、排架場所も明示した。

地域別では、札幌市全域、札幌市中心部、札幌圏、札幌市近郊各地域等の九つに分け、種類別は、地番図、住宅地図・商工図、道路地図、鳥瞰図、地形図等の九分類とした。

現在では、ここから「住宅地図・入植者図・商工図」だけを抽出することも容易になつていて、「住宅地図・入植者図・商工図」とは、全点調査の際に、「建物、土地区画に個人名、建物名等が多く記載されているもの」を条件に分類したものである。

商工関係のツールを作成する際には、前述の大畑印刷製本工場と、文房具・紙類の大畑魏一の店の関係を「大日本職業別明細図」で確認したように、こうした商工地図も参考資料として欠かせない。個々の商工業者と各種の商工地図とをリンクさせることで、資料への理解がより一層深まるだろう。

また、地図資料には、裏面にも有用な情報が掲載されていることがある。先の「大日本職業別明細図」の裏面には商業者一覧が掲載されているが、商工地図以外にも、こうした例がみられる。

大正十一年（一九二二）市制が施行されたことを記念して『札幌市制紀念人名案内図』⁽³⁾が発行された。「編纂兼発行者」である笛島薰（南5西4）はすみれや洋品店を営み、スミレ商会を「人名案内図販売部」としていた。

施設、店舗、住宅などが個別に記載されているため、当室でも利用頻度の高い地図資料である。裏面には人名一覧が掲載されており、二二業種、四百数十人の商工業者（実業家を含む）が掲載されている。

大正十二年度人名録と比べてみると、料理業、各種機械業、染物業、土木建築請負業等で、人名録には掲載されていない商工業者を確認できた。

以上のように、商工人名録を軸としながらも、そこに新たな情報を補足していくことで現在の札幌市域を対象とした全商工業者を網羅した商工人名情報ツールの作成を模索してきた。補完する主な資料としては、会議所以外の団体等が発行した商工・会社録、会議所の月報・年報類、新聞記事、地図資料を挙げたが、これ以外にも、各業界関係資料、社史、人名事典、地域の沿革史（誌）、新北海道史、新札幌市史等の関係各自治体史等も利用できるだろう。

辻川敦氏は、レフアレンスの意義、重要性を「：問題意識の共有も含めて、利用者と一緒に考えながら答えを出していく、そのために自分の持っている史料に対する知識を活かして、いろいろと史料を組み合わせて提示し使つてもらう」⁽³⁵⁾ことだと述べている。

「史料を組み合わせて提示」するとは、所蔵資料に精通し、資料の様々な利用体験を重ねてこそ実現できることであろう。ツール作りにおいてもこの点に留意し、多様な資料を活用していきたい。

（二）新たな商工人名情報ツールが可能にする調査研究

さて本節では、前の節で補完資料を提示しながら新たな商工人名情報ツールの作成を模索したことを受け、このツールが可能にする調査・研究を考えてみたい。
まず調査については、冒頭で紹介したはがき工場に関する

るレフアレンスを事例に、この商工人名情報ツールを利用することの意義を確認してみよう。

照会者が求めていたはがき工場は、広告から北海道開発株の印刷部であることが判明したが、本編の印刷製本業の欄にその名はなかったことは先に述べた。それは印刷事業が同社における主要事業ではなかつたからである。一連の商工人名録の凡例には、営業種目が多種にわたる場合には主たるもの記載し、適宜取捨するという断り書きがあつたことからも明らかであるが、それでは、同社の主要事業とは何だったのだろうか。

広告には印刷部のほかに、窯業部（工場所在地は岩見沢と野幌である）、木材部、農産加工部、開拓部があることと共に、昭和十四年十二月の創立であることも記されていた。

これを手掛かりに会議所の月報を調べてみると、「会社異動調」に設立時の概要が掲載されていた⁽³⁶⁾。設立の目的は「一、北海道に於ける工業地帯の経営並に之に伴ふ附帶事業 二、北海道水陸資源の開発事業 三、北海道に於ける輸出産業並に中小産業に対する助成事業 四、前各項の事業に附帶する他地方に於ける事業 五、前各項の事業上若くは資金の運用上必要なる土地、山林、鉱区、有価証券其他財産権の取得及处分を為すこと」とあり、印刷に関する項目は見当たらない。

大規模な事業展開がうかがえるため、『通史四』をみると、同社は日中戦争初期から始まる北海道開発論を背景に設立されていることが記されていた。

昭和十二年九月、三沢札幌市長は工場誘致に努めることを表明し、翌年には札幌商工会議所が工業開発のための総合的な調査を開始する。北海道庁の下でも盛んに工業振興策が協議され、やがてこの時期の北海道開発論は全国規模へと拡大していく。

こうした中で具体化されたのが北海道開発株の設立であった。先の五項目を事業内容とし、取締役には北海道庁工業課長や大阪商工会議所副会頭が名を連ね、全国産業団体聯合会の会長が相談役に就任していた。『通史四』はこうした経緯を、同社の営業報告書、会社要覧、新聞記事から明らかにしている。

印刷部門に関しては、その後、戦時統制下の印刷業の整理統合を背景に、札幌印刷株式会社（昭8.7.22設立）が同社に吸収され、その印刷部になつたことが、会議所月報、新聞記事、そして『北海道の出版文化史——幕末から昭和まで』⁽²⁸⁾から確認できた。

同社における印刷事業とは、設立時から展開されていたわけではなく、会社本来の大規模な北海道開発事業からみると、主要事業とはいえなかつた。そのため「印刷製本」

をキーワードを探してみても行き当たらなかつたのである。改めて北海道開発株の対象業種を広げて探してみると、「一般工業」の欄にその名があり、営業種目は「陶磁器、製材及農産加工」とあつた。陶磁器は窯業部、製材及農産加工は木材部と農産加工部の生産品であることから、商人名録が主要な生産品とみなしたのは、印刷部以外での品目だつたことがわかる。人名録に掲載されていない業者が広告だけを出すことがあり得るのだろうかという当初の疑問は、北海道開発株に限つては、解消された。⁽²⁹⁾

北海道開発論のその後を追つてみよう。

その一環として浮上した石狩工業港の開発構想は、石狩、錢函、苦小牧、留萌が候補地として挙がつていて、調査・検討の末に石狩と勇払（苦小牧）に統一されたとみられている。札幌市は石狩河口にターゲットを絞り、周辺一五町村長と工業港築設期成同盟会を結成し、石炭積出港の新設に向けて動き出す。しかし、昭和十五年度、十八年度と二度の予算要求もかなわず、石狩工業港実現の運動は、戦局の悪化とともに立ち消えになつた。⁽³⁰⁾

一方、北海道開発株の方は戦後も存続していた。『新北海道史 第五卷』⁽³¹⁾は、同社が純粹の民間資本でありながら、北海道庁が絶大な支援を与えたのは、北海道総合開発に関わつていたためであるとし、同社を北海道における第二次

大戦後の開発投資会社の先駆けと位置づけている。同社に

関しては、新聞廣告により昭和二十二年十月の臨時株主総会⁽⁴⁾までは確認でき、社内報の『かいはつ』⁽⁴²⁾は二十三年十二月発行分の第三号までは保存されているが、それ以後の動向は不明である。

以上のように、はがき工場に関する調査は、商工人名録に前節で提示した資料を補完することで、社名を特定できることはもとより、会社設立の背景や本来の目的、歴史的意義までもが明らかとなる。

また、商工人名録以外の商工関係資料からは、人名録には掲載されていない商工業者を採録できることが明らかになつたが、このようにツールを充実させていくことにより、これまで商工人名録だけでは対応しきれなかつた個人史調査においても、より幅広く利用者ニーズに応えていけるだらう。

新規の商工人名情報ツールの意義を確認するためにもう一点、このツールが可能にする研究を、先行研究を参考にしながら考えてみたい。

二章においては、昭和八年商工人名録ツールの元となつたデータを利用した研究を、『通史四』から紹介した。そこでは「商工業者の階層」、「区域別」「商工業者の分布」、住所別「商工業者の分布」の表を作成し、営業税納稅額による

商工業者の階層性と地理的分布を明らかにしていた。

また『通史三』では、明治四十四年商工人名録データを利用して、業種別戸数からみた札幌の特徴を明らかにしたほか、営業税納稅額の上位階層に位置する商業者を一覧化している。

本稿では、このほかに新たな研究を加えることはできなかつたが、これらの先行研究に倣い累計分析するだけでも、戦前期札幌における五〇年余の商工業の変遷や商工业者の地域分布の変化を明らかにできるだろう。今後、ツールの改善及び商工人名情報ツールの作成に取り組むに当たつても、その利用の可能性を考えながら作業を進めたい。

おわりに

以上のように、『札幌商工人名録』を中心に、当室のレフアレンスツールの精度を検証するとともに、新たな商工人名情報ツールの作成を目指した。

一章では、商工人名録を概観し、資料のもつ特性を明らかにした。商工人名録が対象とする地域は、発行時の市(区)域であり、そこに掲載されているのは、一定額以上の税額を納める商工业者に限られていた。こうした資料の概要及び特性を知ることは、資料を扱う予備的作業として不可欠であり、これら的情報は内部職員で共有するだけでなく、

資料ガイドとして利用者にも提供していきたい。

続く二章では、昭和八年人名録のツールを事例に、現在利用しているツールの改善点を整理した。検証の意義は、今後の改善がツールの総件数を変えるほどの大がかりな作業になることを見通せたことである。基礎データとしての重要性を認識しつつ、慎重に作業を進めたい。

三章では、商工人名録の制約を超えた、新たなツール作りを模索した。それは、商工人名録を対象とする単独のツールから総合的な商工人名情報ツールに発展させたツールであり、利用者の中にある資料の潜在的ニーズを醸成し、閲覧に結び付けることをねらいとしたものであった。その結果、商工人名録以上に広範な調査への対応が可能となり、歴史学研究等の材料としても対応できるものとなつた。

本稿の課題を設定するに当たっては、白井哲哉氏と柳沢美美子氏から新たな知見を得たことは冒頭で述べたが、本稿で行つた商工人名録ツールの検証と新たなツール作成の試みは、その実践として取り組んだものである。こうした業務の評価及び質的検証は、レフアレンスを通して繰り返し行われるべきものなのだろう。そこで求められる専門性とは、本稿との関連に限つていうならば、資料を扱う能力、資料の分析力、ツールの作成力及び創造力、様々な資料を一つのツールにまとめる統合力などが考えられる。また、

それらの業務を評価、検証する際には、状況分析力、客観的判断力と実行力と、実際に様々な能力が必要であることに気がつく。それゆえに、公文書館業務の質的向上には、アーキビストの恒常的な研鑽が不可欠なのである。

本稿では、主には札幌商工会議所が発行する『札幌商工人名録』を素材にしてきたが、その基礎的研究においては市史編さんの折に行つた資料調査によるところが大きい。本文でもふれたように、商工人名録のツールの元となつたデータもまた同様であつた。これらをレフアレンスに活用し、改めて資料の基礎的調査の重要性を認識したことも指摘しておきたい。

また、本稿において札幌市と札幌商工会議所をはじめとする官民挙げての北海道開発論を概観したことは意義深かつた。本市と札幌商工会議所との関わりは古く、共催あるいは連携事業も少なくない。今後、文化資料室が公文書を主軸とした体制に移行するに際しても、商工会議所をはじめとする財界関係資料や、その他の地域資料が公文書の理解を助ける補完資料になり得ることは十分に考えられる。こうした地域資料に新たな意義を見出し、公文書と地域資料を関連付ける新規のツール作りにも取り組んでいきたい。

(札幌市総務局行政部文化資料室歴史資料整理員)

【注】

- (1) 「歴史資料の収集、管理、調査研究を行い、公開等により活用を図り、教育・学術・文化の発展に寄与する機関。一般に展示など博物館としての機能を重視している機関が多い。」(『文書館用語集』全国歴史資料協議会、一九九七年)
- (2) 辻川敦「資料保存実現のための提言——利用・公開を軸とした文書館事業展開の可能性」(『日本のアーカイブズ論』岩田書院、二〇〇三年)
- (3) 増田桂子「東京都公文書館におけるレフアレンス業務について——現状と課題——」『東京都公文書館研究紀要』第一号、一九九九年
- (4) 白井哲哉「文書館の利用と普及——利用者論の観点から——」『アーカイブズの科学 上巻』(国文学研究資料館史料館、二〇〇三年)
- (5) 柳沢英美子「文書館における普及業務を考える」(『福井県文書館研究紀要 第八号』二〇一一年)
- (6) 『札幌商工案内 昭和二十二年度版』(札幌商工会議所)
- (7) 『札幌市卓上案内』(北海道都市案内刊行会、一九五〇年)
- 札幌市中央図書館所蔵
- (8) 『図書館情報学用語辞典 第三版』(丸善、二〇〇七年)。ここでレフアレンスツールを次のように定義している。「個々のレフアレンス質問を回答する際に用いるレフアレンス資料のこ
- と。冊子形態のレフアレンスブックにとどまらず、図書館員が必要に応じて作成している新聞の切り抜き資料や、郷土関係の索引といった自館製作ツールも含まれる。それぞれの図書館の特性や利用者の要求に応じて、問題解決のできるインフォメーションファイルも有用なレフアレンスツールである。レフアレンス質問を解決する「道具」としての側面を強調する用語。」
- (9) 『札幌商工会議所八十年史』(札幌商工会議所、一九八八年)
- (10) 法律第三十一号 商業会議所法 第七条 『官報 明治三十五年三月二十五日』
- (11) 『札幌商業会議所月報』は明治四十年九月第一号を発刊、第三号で廃刊する。大正六年五月改めて『札幌商業会議所報』を発刊、第三三号まで一年に三~五回不定期で発行する。第三四号(大14.5)からは『札幌商業会議所月報』と改称し毎月発行、第二二五号(昭18.9)を以て終刊としている。
- (12) 『札幌商業会議所年報』の表紙には、大正三年発行分には「附札幌商工人名録」、同五年発行分には「附録商業会議所法並附属法令、当所定款 同議事細則 同処務細則 貸室規定、札幌商工人名録、店頭装飾法講演大要」とある。
- (13) 札幌商業会議所定款 明治三十九年十月九日認可 『札幌商工会議所八十年史』札幌商工会議所、一九八八年)。

- (14) 明治五年九月以降、市街地の町名には「渡島通」、「後志通」のように北海道の国郡名が付されていたが、十四年六月それは条丁目へと変更され、市街の拡大に合わせて順次町名が付与されていった〔新札幌市史 通史二〕札幌市教育委員会、一九年一年)。
- (15) 『新札幌市史 通史三』(札幌市教育委員会、一九九四年)
- (16) このとき札幌区内、現在の北二六条以北の地域が琴似村に編入された。
- (17) 商業会議所法(法律第三十一号)第九条
- (18) 『札幌商業会議所月報 第一六二号』昭14.2
- (19) 『新札幌市史 通史四』(札幌市教育委員会、一九九七年)
- (20) 『札幌商工人名録 大正十二年度』札幌商業会議所
- (21) 『札幌商工人名録 昭和八年度』札幌商工会議所
- (22) 「諸統計」という用語は大正十二年度商工人名録に倣つた。ここでは土地、戸口、市歳出入、会社銀行等各種データを表で示した部分を「諸統計」としている。
- (23) 『札幌商工年鑑』(札幌出版、一九九六年)
- (24) 『図書館情報学ハンドブック 第二版』(丸善、一九九九年)
- (25) 『札幌繁栄図録』(北島社、一八八七年)
- (26) 『札幌区実業家案内双六』(精巧堂半田勝之丞、一九〇三年)北海道開拓記念館所蔵
- (27) 『狸小路商店街案内双六』(綱木商会、一九三四四年)

(28) 『札幌商業会議所月報』は明治四十年九月第一号を発刊、第三号で廃刊する。大正六年五月改めて『札幌商業会議所報』を発刊、第三三号まで一年に三～五回不定期で発行する。第三四号(大14.5)からは『札幌商業会議所月報』と改称し毎月発行、第二一五号(昭18.9)を以て終刊としている。形態はB5版の冊子体を基本しながらも、第八〇(昭4)～一二七(昭11)号は新聞紙八面もしくは四面で発行された。

(29) 筆者はかつて札幌商工会議所の年報・月報について同様の所蔵状況表を『札幌の歴史 第二六号』(新札幌市史機関誌)に掲載した。調査機関は札幌近郊で一般利用が可能であることを条件とし、一二機関での調査結果を一覧にした(実際に表示したのは所蔵していない機関を除く四機関)。しかし前回調査から十八年を経て、調査機関が不十分であったとの反省から調査対象を全国に広げて再調査を行い、所蔵状況一覧を改定することにした。調査は各機関の蔵書検索システムを基本しながらも、できるだけ原本の確認を心掛けた。その結果、検索システムでは「○～○号」と表示されるが、実際には途中欠号があるケース、また、「○回」と表示されるが閲覧してみると複数回が合冊されているケースなど、検索情報と実際との齟齬がみられた。こうした場合は現状を表に反映させたため、検索結果と異なる部分もあることをお断りしておく。再調査の結果、月報の欠号分は、前回調査の時には二四号分あったのが現在は三号分(所

報第1号、月報第88、98号)となつてゐる。

(30)『札幌商業會議所月報 第一一一號』昭8・4

(31)『札幌商業會議所月報 第一八八號』昭9・7

(32)『札幌商業會議所月報 第一六六號』昭9・2

(33)『札幌商工会議所月報 第一五五號』昭8・12

(34)『札幌市制紀念人名案内図』(スミレ商会、大正十一年)札幌市中央図書館所蔵。

(35)辻川敦『コメント 史料保存、自治体史編さんと市民社会—尼崎の事例から—』神戸大学史学年報第十四号、一九九年

(36)『札幌商工会議所月報 第一七四号』登記月日は昭和十五年一月十二日。

(37)『北海道の出版文化史—幕末から昭和まで』(北海道出版企画センター、二〇〇八年)

(38)これを以て商工人名録の広告にある業者の全てが人名録にあるとは即断できないと考えてゐる。なぜなら昭和八年分の広告と人名録の部分を照合したところ、やはり、広告について人名録本編にはない業者が認められたからである。本節で紹介した日の丸商店のように、広告と人名録をリンクさせる手掛かりが屋号だけのこともあるため、照合作業については今後も注意深く進めたい。

(39)注19に同じ。

(40)『新北海道史 第五卷 通説四』一九七五年

(41)『北海道新聞』昭和二十一年十月十九日

(42)『かいはつ』第一(昭23.?)~三号(23.12)。ブランゲ文庫 北海道立図書館所蔵。

*本稿は国文学研究資料館主催の平成二十三年度アーカイブズ力レッジ(短期コース)修了レポートに大幅加筆したものである。

表5 札幌商工(業)会議所(統計)年報の所蔵状況

表題	発行年	所蔵機関					
		国会 団 会 國	大阪府 道 圖 圖	國 圖 圖	中 國	北 大	樽 商
札幌商業會議所第1回年報	1908(明41).8	○					
〃 第2回統計年報	10(43).8						
〃 第3回統計年報	11(44).7	○					
〃 第4回統計年報	12(45).8	○	○	○	○	○	○
〃 第5回統計年報	13(大2).8	○	○	○	○	○	○
札幌商業會議所半年報 大正元年上半期	12(1).12						
〃 大正元年下半年	13(2).4	○					
札幌商業會議所年報 大正2年	14(3).8						
〃 大正3年	15(4).7	○					
〃 大正4年	16(5).12	○					
〃 大正5年度	17(6).11						
札幌商業會議所第10回統計年報	20(9).8	○					
〃 第11回統計年報	24(13).9	○					
〃 第12回統計年報	26(15).7	○	○	○	○	○	○
札幌商工会議所第13回統計年報	1929(昭4).3						
〃 第14回統計年報	30(5).12	○					
〃 第15回統計年報	31(6).12	○	○	○	○	○	○
〃 第16回統計年報	32(7).9	○					
〃 第17回統計年報	33(8).10	○					
〃 第18回統計年報	34(9).10	○	○	○	○	○	○
〃 第19回統計年報	36(11).3	○	○	○	○	○	○
〃 第20回統計年報	36(11).12	○	○	○	○	○	○
〃 第21回統計年報	37(12).12	○	○	○	○	○	○
〃 第22回統計年報	38(13).12	○	○	○	○	○	○
〃 第23回統計年報	39(14).12	○	○	○	○	○	○
〃 第24回統計年報	41(16).1	○	○	○	○	○	○
〃 第25回統計年報	41(16).12	○	○	○	○	○	○
〃 第26回統計年報	43(18).8	○	○	○	○	○	○

注 調査機関は立国会図書館(国会図)、大阪府立中央図書館(大阪府)、北海道立図書館(道図)、北海道立文庫館(道文)、札幌市中央図書館(中國)、北海道大学附属図書館(北大)、小樽商科大学付属図書館(樽商)、北海学園大学(北辰文庫を除く)、札幌学院大学、北星学園大学、札幌商工会議所、札幌市文化資料室(文資)。()は表中の略称。該当資料を所蔵していないかった機関は表中に挙げていない。

表6 札幌商工（業）会議所月報の所蔵状況

号	発行年月	所蔵機関						号	発行年月	所蔵機関						号	発行年月	所蔵機関						
		大阪府	滋賀	奈良	中国	北大	福井			大阪府	滋賀	奈良	中国	北大	福井			大阪府	滋賀	奈良	中国	北大	福井	文 資
1	1907(明治40). 9	○		○	○	○	○	70	1928(昭3). 6	○	○	○	○	○	○	143	1937(昭12). 7	○		○	○	○	○	○
2	08(41), 1		○	○	○	○	○	71	28, 7	○	○	○	○	○	○	144	37, 8	○		○	○	○	○	○
3	08, 5	○		○	○	○	○	72	28, 8	○	○	○	○	○	○	145	37, 9	○		○	○	○	○	○
4	1917(大正6). 5			○	○	○	○	73	28, 9	○	○	○	○	○	○	146	37, 10	○		○	○	○	○	○
5	17, 5	○		○	○	○	○	74	28, 10	○	○	○	○	○	○	147	37, 11	○		○	○	○	○	○
6	17, 9	○		○	○	○	○	75	28, 11	○	○	○	○	○	○	148	37, 12	○		○	○	○	○	○
7	17, 12	○		○	○	○	○	76	28, 12	○	○	○	○	○	○	149	1938(13). 1	○		○	○	○	○	○
8	18(7). 1	○		○	○	○	○	77	1929(4). 1	○	○	○	○	○	○	150	38, 2	○		○	○	○	○	○
9	18, 3	○		○	○	○	○	78	29, 3	○	○	○	○	○	○	151	38, 3	○		○	○	○	○	○
10	18, 5	○		○	○	○	○	79	29, 4	○	○	○	○	○	○	152	38, 4	○		○	○	○	○	○
11	18, 9	○		○	○	○	○	80	29, 5	○	○	○	○	○	○	153	38, 5	○		○	○	○	○	○
12	18, 12	○		○	○	○	○	81		○	○	○	○	○	○	154	38, 6	○		○	○	○	○	○
13	1919(8). 1	○		○	○	○	○	82	29, 7	○	○	○	○	○	○	155	38, 7	○		○	○	○	○	○
14	19, 3	○		○	○	○	○	83	29, 8	○	○	○	○	○	○	156	38, 8	○		○	○	○	○	○
15	19, 5	○		○	○	○	○	84	29, 9	○	○	○	○	○	○	157	38, 9	○		○	○	○	○	○
16	19, 6	○		○	○	○	○	85	29, 10	○	○	○	○	○	○	158	38, 10	○		○	○	○	○	○
17	19, 11	○		○	○	○	○	86		○	○	○	○	○	○	159	38, 11	○		○	○	○	○	○
18	1920(9). 2	○		○	○	○	○	87	29, 12	○	○	○	○	○	○	160	38, 12	○		○	○	○	○	○
19	20, 5	○		○	○	○	○	88		○	○	○	○	○	○	161	1939(14). 1	○		○	○	○	○	○
20	20, 9	○		○	○	○	○	89		○	○	○	○	○	○	162	39, 2	○		○	○	○	○	○
21	1921(10). 1	○		○	○	○	○	90		○	○	○	○	○	○	163	39, 3	○		○	○	○	○	○
22	21, 5	○		○	○	○	○	91		○	○	○	○	○	○	164	39, 4	○		○	○	○	○	○
23	21, 12	○		○	○	○	○	92		○	○	○	○	○	○	165	39, 5	○		○	○	○	○	○
24	1922(11). 1	○		○	○	○	○	93		○	○	○	○	○	○	166	39, 6	○		○	○	○	○	○
25	22, 8	○		○	○	○	○	94		○	○	○	○	○	○	167	39, 7	○		○	○	○	○	○
26	22, 9	○		○	○	○	○	95		○	○	○	○	○	○	168	39, 8	○		○	○	○	○	○
27	22, 10	○		○	○	○	○	96		○	○	○	○	○	○	169	39, 9	○		○	○	○	○	○
28	22, 11	○		○	○	○	○	97		○	○	○	○	○	○	170	39, 10	○		○	○	○	○	○
29	1923(12). 1	○		○	○	○	○	98		○	○	○	○	○	○	171	39, 11	○		○	○	○	○	○
30	23, 4	○		○	○	○	○	99		○	○	○	○	○	○	172	39, 12	○		○	○	○	○	○
31	23, 8	○		○	○	○	○	100		○	○	○	○	○	○	173	1940(15). 1	○		○	○	○	○	○
32	25, 5	○		○	○	○	○	101		○	○	○	○	○	○	174	40, 2	○		○	○	○	○	○
33	25, 7	○		○	○	○	○	102	1932(7). 1	○	○	○	○	○	○	175	40, 3	○		○	○	○	○	○
34	25, 10	○		○	○	○	○	103	32, 2	○	○	○	○	○	○	176	40, 4	○		○	○	○	○	○
35	25, 12	○		○	○	○	○	104	32, 3	○	○	○	○	○	○	177	40, 5	○		○	○	○	○	○
36	25, 6	○		○	○	○	○	105	32, 4	○	○	○	○	○	○	178	40, 6	○		○	○	○	○	○
37	25, 7	○		○	○	○	○	106	32, 6	○	○	○	○	○	○	179	40, 7	○		○	○	○	○	○
38	25, 8	○		○	○	○	○	107	32, 8	○	○	○	○	○	○	180	40, 8	○		○	○	○	○	○
39	25, 9	○		○	○	○	○	108	32, 10	○	○	○	○	○	○	181	40, 9	○		○	○	○	○	○
40	25, 10	○		○	○	○	○	109	32, 12	○	○	○	○	○	○	182	40, 10	○		○	○	○	○	○
41	25, 11	○		○	○	○	○	110	1933(8). 2	○	○	○	○	○	○	183	40, 11	○		○	○	○	○	○
42	1926(昭1). 1	○		○	○	○	○	111	33, 4	○	○	○	○	○	○	184	40, 12	○		○	○	○	○	○
43	26, 2	○		○	○	○	○	112	33, 6	○	○	○	○	○	○	185	1941(16). 1	○		○	○	○	○	○
44	26, 3	○		○	○	○	○	113	33, 8	○	○	○	○	○	○	186	41, 2	○		○	○	○	○	○
45	26, 4	○		○	○	○	○	114	33, 10	○	○	○	○	○	○	187	41, 3	○		○	○	○	○	○
46	26, 5	○		○	○	○	○	115	33, 12	○	○	○	○	○	○	188	41, 4	○		○	○	○	○	○
47	26, 6	○		○	○	○	○	116	1934(9). 2	○	○	○	○	○	○	189	41, 5	○		○	○	○	○	○
48	26, 7	○		○	○	○	○	117	34, 5	○	○	○	○	○	○	190	41, 6	○		○	○	○	○	○
49	26, 8	○		○	○	○	○	118	34, 7	○	○	○	○	○	○	191	41, 7	○		○	○	○	○	○
50	26, 9	○		○	○	○	○	119		○	○	○	○	○	○	192	41, 8	○		○	○	○	○	○
51	26, 10	○		○	○	○	○	120		○	○	○	○	○	○	193	41, 9	○		○	○	○	○	○
52	26, 11	○		○	○	○	○	121	1935(10). 3	○	○	○	○	○	○	194	41, 10	○		○	○	○	○	○
53	26, 12	○		○	○	○	○	122	35, 5	○	○	○	○	○	○	195	41, 11	○		○	○	○	○	○
54	1927(2). 1	○		○	○	○	○	123	35, 7	○	○	○	○	○	○	196	41, 12	○		○	○	○	○	○
55	27, 2	○		○	○	○	○	124	35, 10	○	○	○	○	○	○	197	1942(17). 1	○		○	○	○	○	○
56	27, 3	○		○	○	○	○	125	35, 11	○	○	○	○	○	○	198	42, 2	○		○	○	○	○	○
57	27, 4	○		○	○	○	○	126	1936(11). 1	○	○	○	○	○	○	199	42, 3	○		○	○	○	○	○
58	27, 5	○		○	○	○	○	127	36, 3	○	○	○	○	○	○	200	42, 4	○		○	○	○	○	○
59	27, 6	○		○	○	○	○	128	36, 4	○	○	○	○	○	○	201	42, 5	○		○	○	○	○	○
60	27, 7	○		○	○	○	○	129	36, 5	○	○	○	○	○	○	202	42, 6	○		○	○	○	○	○
61	27, 9	○		○	○	○	○	130	36, 6	○	○	○	○	○	○	203	42, 7	○		○	○	○	○	○
62	27, 10	○		○	○	○	○	131	36, 7	○	○	○	○	○	○	204	42, 8	○		○	○	○	○	○
63	27, 11	○		○	○	○	○	132	36, 8	○	○	○	○	○	○	205	42, 9	○		○	○	○	○	○
64	27, 12	○		○	○	○	○	133	36, 9	○	○	○	○	○	○	206	42, 10	○		○	○	○	○	○
65	1928(3). 2	○		○	○	○	○	134	36, 10	○	○	○	○	○	○	207	42, 11	○		○	○	○	○	○
66	28, 2	○		○	○	○	○	135	36, 11	○	○	○	○	○	○	208	42, 12	○		○	○	○	○	○
67	28, 3	○		○	○	○	○	136	36, 11	○	○	○	○	○	○	209	1943(18). 2	○		○	○	○	○	○
68	28, 4	○		○	○	○	○	137	1937(12). 1	○	○	○	○	○	○	210	43, 2	○		○	○	○	○	○
69																								

^{注1} 調査機関は西立国会図書館、大阪府立中央図書館（大阪府）、北海道立図書館（道立）、北海道立文書館、函館市中央図書館（函館）、札幌市中央図書館（札幌）、北洋大学図書館（東京）、小樽高等専門学校図書館（北海道）、北海学園大学（北洋文庫を除く）、札幌学園大学、北洋学園大学、札幌商工高等専門学校。

^{注2}『札幌商業会議所月報』は1907年(明治40)9月第1号を発刊、第3号で廃刊する。1917年(大正6)5月『札幌商業会議所報』第1号を発刊、第34号から『札幌商業会議所月報』と改名する。

第17号を発行、第18号から『札幌商工会雑誌月報』と改称して第215号をもって終刊とする。

^{注3} 本に掲げた調査機関で所蔵が確認できなかった『札幌商業会議所報 第1号』、『札幌商工会議所月報 第88号』、『同 第98号』は斜体とした。